

- 1 平成22年4月から保険料率が変わります!!
- 7 広域連合ホームページをリニューアルします

発行/千葉県後期高齢者医療広域連合
 所在/〒260-0013
 千葉県千葉市中央区中央3-3-8
 (日本生命千葉中央ビル3階)
 編集/総務課 ☎ 043-223-0075
 E-mail info@kouki-chiba.jp
 URL http://www.kouki-chiba.jp/

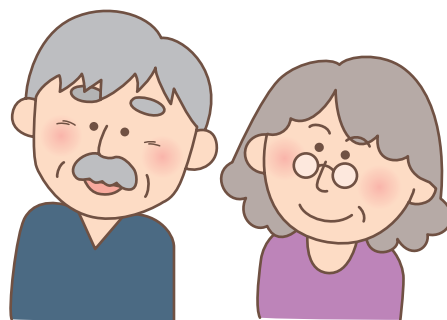
ちは広域連合だより

(平成22年2月1日現在) 千葉県人口 **6,186,546**人 制度加入者数 **528,811**人

第8号

後期高齢者医療制度の保険料は法律により、2年に1度、見直すことになっています。これに基づいて、広域連合では、制度の安定した財政運営を確保するために、平成22・23年度の費用【医療費(保険給付費)・保健事業・葬祭費など】と収入(保険料や現役世代からの支援金、国・県・市町村の負担金)を見込んで新保険料率の算定を行いました。

2月8日に開催された広域連合議会で可決され、平成22・23年度の保険料率などがつぎのとおり決定しましたのでお知らせします。



	平成20・21年度	平成22・23年度	比較
所得割率	7.12%	7.29%	0.17%増
均等割額	3万7,400円	3万7,400円	据え置き

平成22年4月から
保険料率が変わります!!

保険料増加の 主な要因

平成20・21年度の保険料の算定時と比べて、一人当たりの医療費(保険給付費)の増加や少子高齢化の進展を踏まえた制度加入者(被保険者)の保険料負担割合の上昇、保険給付費の算定期間が23カ月から24カ月に増加したことなどにより、現在の保険料率では、費用と収入の見込みの均衡を保つことが難しくなり、引き上げを行わざるを得なくなりました。

保険料増加の 抑制をしました

広域連合では、制度加入者の皆さん(75歳以上の方と65歳~74歳で一定の障がいのある方)に、不安や混乱を生じさせないように、剰余金の活用などにより、保険料の増加を抑制しました。

旭市・匝瑳市・東庄町・芝山町にお住まいの方へ

保険料率は原則として、県内均一ですが、右の4市町にお住まいの方は、過去の医療費が県全体の平均に比べて低いため、異なる保険料率が設定されますので、ご注意ください。

市町名	均等割額	所得割率
旭市	3万4,100円	6.64%
匝瑳市	3万4,400円	6.70%
東庄町	3万3,900円	6.61%
芝山町	3万4,700円	6.75%

保険料は、所得割率の改定となるため、均等割額のみを負担していただく方(年金収入で153万円まで)は、これまでの保険料と変わりません。

厳しい経済情勢のなか、保険料が増加する方には、ご負担をおかけしますが、広域連合では、引き続き制度加入者の皆さんが、安心して医療やサービスなどを受けられるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。